



## 公告

平成31年4月19日、松本市薄川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年4月25日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年4月25日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

### 1 許可番号

平成31年3月27日 長野県指令30都第30-17号

### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字棧敷字徳万609-2、609-6、字山キン610-12

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘吉田506-1 フレグランス四季C102

保 莉 泰 登

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月25日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品等及び数量

高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

#### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

電話 026 (235) 7433

#### 5 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年6月6日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成31年6月5日(水) 午後5時(必着)

イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

##### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成31年5月27日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要

な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Lease Contract of a set of personal computers and the peripherals for a general course at prefectural public senior high schools in Nagano.
- (2) Lease Duration:  
From September 1, 2019 until August 31, 2024
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:  
Learning Advancement Support Division, Board of Education  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL: +81-26-235-7433 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time: 10:00AM, June 6, 2019  
Place: Conference Room 405, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail  
Time: 5:00PM, June 5, 2019  
Mailing Address: Learning Advancement Support Division, Board of Education, Nagano Prefectural Government

380-8570 Japan

学びの改革支援課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成31年4月25日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月25日(火)	午前10時から午後6時まで	飯田会場	飯田市高羽町5丁目5番1号 飯田文化会館	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

## 生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成31年4月25日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月5日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字芦田2523番地 立科町中央公民館	60名
6月12日 (水)	午後1時から 午後4時まで	木曾会場	木曾郡木曾町日義4898番地37 木曾文化公園	40名
6月26日 (水)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條2333番地1 阿南町町民会館	60名

## 公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号のイに規定する審査（以下「技能検定員審査」という。）及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり行います。

平成31年4月25日

長野県公安委員会

## 1 審査の種類、期日及び場所

## (1) 技能検定員審査

種類	期日	場所
技能検定員審査 (普通) (中型) (普自二) (大特) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	平成31年6月10日(月)から 平成31年6月21日(金)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## (2) 教習指導員審査

種 類	期 日	場 所
教習指導員審査 (普通) (中型) (普自二) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	平成31年6月10日(月)から 平成31年6月21日(金)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中农信運転免許センター

## 2 審査項目、審査細目及び審査方法

## (1) 技能検定員審査(普通、中型、普自二及び大特)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行います。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行います。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客運送事業」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業(以下「運転代行業」という。)に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行います。

## (3) 教習指導員審査(普通、中型及び普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行います。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行います。
	自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。

## (4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する知識	旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識	論文集、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。

## 3 申請手続

## (1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(以下「東北信運転免許課」という。)へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

## (2) 申請期間

平成31年5月7日(火)から平成31年5月31日(金)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

## (3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額(規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあつては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減じた額)を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## ア 技能検定員審査

種類	手数料の額
技能検定員審査(普通)	19,500円
技能検定員審査(中型)	23,400円
技能検定員審査(普自二又は大特)	14,700円
技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)	6,950円

## イ 教習指導員審査

種類	手数料の額
教習指導員審査(普通)	11,850円
教習指導員審査(中型)	14,550円
教習指導員審査(普自二)	9,650円
教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)	3,300円

## 4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。

(2) この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課(電話026-292-2345内線231)に問い合わせてください。

東北信運転免許課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、大鹿村 宗像充及び大鹿の十年先を変える会から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成31年4月25日

長野県監査委員	田口敏子
同	西沢利雄
同	青木孝子
同	西沢正隆

長野県職員に関する措置請求の監査結果

平成31年（2019年）4月18日

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

大鹿村 宗像 充

大鹿の十年先を変える会 代表 宗像 充

## 2 請求書の提出

請求書は平成31年2月19日付けで提出され、同年同月25日に受け付けた。

## 3 請求の内容

## (1) 監査請求の内容

請求書及び提出された事実証明書並びに陳述の内容から、本件請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

長野県（以下「県」という。）は、大鹿村（以下「村」という。）との間に平成30年3月27日付けで契約を結び、県有地（下伊那郡大鹿村大字大河原1000番31。以下「本件土地」という。）6,370.96㎡を3,567,800円で売却した。本件土地の売却に当たり、村は「文化交流施設（公民館施設）」と利用目的を明示して減額譲渡（時価から減額した価格で売却すること。以下同じ。）を申し出、売却がなされた。

しかし、購入時に具体的な計画やその必要性があったわけではない。具体的な使用目的が決まっているなら、その計画を提示すべきところ、請求人が必要性について質問したところ、「できなければ公園など別のものを作る」という回答が副村長からあった。つまり、土地の購入目的は後付であり、公共性の欠けた土地の購入に対して、県は減額譲渡したことになる。

必要性の曖昧な本件土地の売却と減額譲渡により生じた、県有財産の損失は甚大である。

よって、監査委員は、県知事その他の職員や相手方などに対し、県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

## (2) 請求書添付の事実証明書

ア 県有財産売買契約書

イ 納入通知書

ウ 県有財産売払申請書

エ 減額譲渡申出書

## 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成31年2月25日付けで受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による請求人の陳述を、平成31年3月14日に行った。また、請求人からの追加の証拠提出はなかった。

## 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

県が村と締結した本件土地を減額譲渡する契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な財産の処分、契約の締結」に当たり、それにより県に損害が発生しているか、また、村が減額譲渡を申し出た際に提示した利用計画どおりに本件土地を利用しなかった場合、県に損害が発生するか、あるいは、そのおそれがあるか否かについて監査の対象とした。

なお、本件土地は他の土地3筆（下伊那郡大鹿村大字大河原476番80、476番82、476番83）と合わせ、計4筆を売買物件とする契約が締結されているが、請求人は本件土地のみを監査請求の対象としていることから、監査は本件土地の売買に関して行った。

## 2 監査委員の交替

本件監査の途中において、平成31年3月31日付けで西沢昭子監査委員が任期満了により退任し、後任として同年4月1日付けで青木孝子監査委員が就任し、監査を実施した。

## 3 監査対象機関

建設部建設政策課を監査対象機関とした。

## 4 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が平成31年3月12日にあった。その要旨は、次のとおりである。

## (1) 県有普通財産（廃川敷地）の処分の考え方

県では廃川敷地を適正に管理するとともに、県で活用見込がない場合は、管理経費の抑制・財源確保の観点から計画的に処分を行っており、処分に当たっては公共の福祉の向上に資することを考慮し、他の地方公共団体や公的団体との協議を優先的に行っている。

(2) 本件土地の売却について

本件土地の売却については、一級河川小渋川の改修に伴って発生した廃川敷地を村からの申し出に基づき、土地の利用計画を確認したうえで、条例・規則等に沿って適正に行った。また、財産に関する条例（昭和39年長野県条例第17号。以下「財産条例」という。）第5条及び普通財産譲与・譲渡取扱基準（内規）（昭和64年1月5日制定。以下「内規」という。）に基づき、不動産鑑定評価による評価額の3割を減額して売買価格を決定している。なお、減額譲渡していることから、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第199条の2の規定により、本件土地の用途を指定し、指定した用途に供しなければならないとする期日等を定めた売買契約としている。

(3) 措置請求について

本件土地は村からの「県有財産売払申請書」及び利用計画を添付した「減額譲渡申出書」により適正な減額割合を適用し売買価格を算出しており、財務会計上の不当性はない。本件土地の売却については前記(1)の考え方にに基づき、村の利用計画を踏まえ、売買契約書で用途を指定して売却した。また、本件土地の価格は、不動産鑑定評価により評価額を算出したうえで内規に基づき適正な減額割合を適用したものであり、県に損害は発生しないと考える。なお、不測の事態等により売買契約書どおりの用途に供することができない場合には、指定した用途の変更又は契約解除及び違約金の徴収若しくは契約解除に代わる特別違約金を徴収する契約となっており、いずれの場合も県に損害は発生しないと考える。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

平成31年3月14日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めたが、請求人からの意見書の提出はなかった。

6 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関の職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成31年3月6日に事務局職員による聞き取り調査、同年同月20日に監査委員による監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに監査対象機関からの事情聴取等の結果、次に掲げる事実を確認した。

(1) 本件土地売却の事務処理手続き

ア 本件土地売却の経緯

本件土地は一級河川小渋川の河川区域で、国土交通省が所管する国有地であったが、河川改修により河川区域として必要でない土地となり、平成24年11月、村から払下げの要望があったものである。

この要望に基づき、国、県、村の3者で廃川敷地の処理について協議の上、河川法（昭和39年法律第167号）所定の廃川手続きが行われた。

河川区域の一部が廃止され廃川敷地となった土地は、行政財産から普通財産になるため、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「国有財産法」という。）第8条第1項の規定により、平成29年12月25日付けで国土交通省から財務省へ引き継がれた。その後、平成30年2月19日付けで国有財産法第28条第1項第1号の規定により、県が廃川敷地の維持・保存に要した費用の範囲内で譲与を受け、後、村からの申請に基づき県から村へ売却された。

(国有財産法)

第8条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

第28条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

1 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

イ 村から県へ提出された「県有財産売払申請書」及び「減額譲渡申出書」について

本件土地の売払申請書には、本件土地の写真、位置図、公図写し、登記事項証明書、平面図、実測図、面積計算書、減額譲渡申出書が添付されていた。減額譲渡申出書には、本件土地は「文化交流施設（公民館施設）として利用する」旨が記載されており、この施設の利用方法が記載された利用計画と施設の配置が記載された平面図「大鹿村文化施設計画案」が添付されていた。

利用計画では、本件土地の利用目的は文化交流施設（公民館施設）の整備で、「この施設は、歌舞伎の体験教室、南アルプスエコパーク及びジオパークの研修、切り絵の展示や切り絵教室、大鹿村の自然や文化等資源の活用場として利用する。」と記載されている。

なお、この文化交流施設（公民館施設）の整備は、村の第四次総合振興計画後期基本計画（平成29年3月策定）にも位置付けられている。

ウ 財産処分に関する規程等

財産条例第5条第1号では、地方公共団体が公用・公共用・公益事業の用に供する場合は時価よりも低い価格で譲渡することができる」と規定されている。これにより、県では内規第2項において、時価よりも低い価格で譲渡（減額譲渡）できる場合と減額率について定めている。これによると、地方公共団体が「社会教育法第21条第1項の規定により設置される公民館の施設」の用に供する場合の減額率は3割とされている。

#### エ 県が行った売買価格の決定

社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「社会教育法」という。）では、第20条から第42条にかけて、公民館に関する規定が定められており、第21条では、公民館は市町村が設置するほか、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができないとされている。この他の条項では、公民館の目的、事業、設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならない旨等が規定されている。

県では、社会教育法の規定に照らして、利用計画及び村への聞き取り調査により、村で整備する予定の文化交流施設（公民館施設）は内規に定める公民館に該当すると判断した。

また、本件土地の時価について、県は不動産鑑定士へ平成30年3月1日時点での鑑定評価を依頼し、その結果をもとに廃川廃道敷地事務処理要領（昭和58年4月1日付58監第14号。以下「事務処理要領」という。）に基づき5,096,800円と算出し、この価格に減額率3割を適用し、3,567,800円で売却することとした。

#### （財産に関する条例）

第5条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を当該他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

#### オ 売買契約の締結

県は前記エの判断に基づき、村と本件土地を3,567,800円で売却する契約を平成30年3月27日付けで締結するとともに、同年4月20日を納期限とする納付書を発行し、村へ売買代金の納付を依頼した。同年同月5日、村から売買代金の全額が納入され、県有財産売買契約書（以下「契約書」という。）第5条により村へ所有権が移転し、同年同月17日、所有権移転登記が完了した。

#### (2) 契約書の内容

本件土地の売却に当たり、減額譲渡したことから、契約書では売買物件について、県が指定した期日までに、指定した用途に供しなければならない旨等の規定及びこれらに違反した場合の違約金、契約の解除、特別違約金等の規定が定められている。

#### ア 指定用途（第8条）

村は県有財産売払申請書に記載した事業計画どおりの事業（以下「指定用途」という。）の用に供しなければならないことが規定されている。したがって、本件土地は文化交流施設（公民館施設）以外の用途に供することはできない。

#### イ 指定期日等（第9条、第10条、第12条）

村は平成32年3月26日（以下「指定期日」という。）までに本件土地を指定用途の用に供しなければならないこと、指定期日から7年間（以下「指定期間」という。）引き続き指定用途に供しなければならないこと、併せて、村は、指定期間満了の日までは、本件土地の所有権を第三者に移転又は貸し付けてはならないことが規定されている。指定期日、指定期間については、規則第199条の2により設定した。

#### ウ 指定用途、指定期日の変更等（第11条）

不可抗力による本件土地の滅失、き損、その他真にやむを得ない事情により指定用途の変更又は解除、指定期日の変更を必要とするときは、村は県に承認を求めなければならないこと、用途変更、解除することにより減額率が変更となった場合、村は県が請求する金額を納入しなければならないことが規定されている。

県では、用途変更、解除により減額率が変更となった場合、契約当初に減額した額との差額を請求することとしている。

#### エ 実地調査（第13条）

県は本件土地が指定用途の用に供されているかどうかを確認するため必要に応じて実地調査を行うことができ、村は調査を拒み若しくは妨げてはならないことが規定されている。

県では普通財産に係る用途指定の処理に関する国の取扱いを参考に1年ごとに確認することとしている。

#### オ 指定用途等の義務に違反した場合

村が前記アからエまでの指定用途等の義務に違反した場合として、次のとおり規定されている。

#### (7) 違約金（第14条）

a 村の義務違反が次のいずれかに該当するときは475,380円。

- (a) 指定期日までに指定用途に供さなかったとき。  
(b) 指定期間中に県が認める特別な事情により、用途指定の変更、解除を認めるとき又は指定用途に供さなくなったとき。  
(c) 実地調査を拒み若しくは妨げたとき。

b 村の義務違反が次のいずれかに該当するときは1,426,140円。

- (a) 前記に該当する時を除き、指定期間中に指定用途以外の用に供したとき。  
(b) 指定期間満了前に本件土地を譲渡等したとき。



## (イ) 契約解除(第15条)

県は、村が契約に定める義務を履行しないときは契約を解除できる。また、村が負担した契約その他一切の費用を支払わない。

## (ウ) 特別違約金(第18条)

県は、契約解除に代えて特別違約金を請求することができ、村が特別違約金を納入したときは、第8条から第10条まで、第12条及び第13条の特約を解除し、第14条の違約金は徴収しない。

特別違約金の額は次の額の合計とする。

## a 本件土地の指定用途等違反時の時価額

## b 本件土地の指定用途等違反時の時価額の3割に相当する額。ただし、契約締結時の時価額が指定用途違反時の時価額より高額の場、契約締結時の時価額の3割に相当する額とする。

## (財務規則)

第199条の2 財産管理者は、その所管に属する普通財産を譲与し、又は譲渡しようとするときは、その相手方に対して、当該財産の用途(以下「指定用途」という。)、指定用途に供しなければならない期日(以下「指定期日」という。))及び期間(以下「指定期間」という。))を指定しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、指定用途、指定期日及び指定期間を指定しないことができる。

(1) 一般競争入札又は指名競争入札に付して譲渡するとき。

(2) 時価が50万円を超えない普通財産を譲渡するとき。

(3) 普通財産を当該財産と特別の縁故のある者に対して譲渡するとき。

(4) 前各号に定める場合のほか、特別の事情があるため、指定用途、指定期日及び指定期間の指定を要しないものと認めるとき。

2 前項に規定する指定期日及び指定期間は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 指定期日 契約の日から2年を超えない範囲内

(2) 指定期間 指定期日からそれぞれ次の区分による期間を下らない期間

譲与の場合 10年

減額譲渡の場合 7年

## (3) 売却した土地の現況について

契約書第13条により、県が状況を確認したところ、村では現在、文化交流施設(公民館施設)を建設するため、本件土地の造成まで完了している。

## (4) 契約に基づき県が取り得る対応

村が、本件土地を契約書に定められた指定用途の用に供しなかった場合、県の対応として、契約書に基づき次のアからウまでの3つの方法がある。なお、イとウの対応は県がいずれかを選択して対応する。

## ア 指定期日、指定用途の変更等

指定期日前に、村から指定期日までに指定用途の用に供することができないとして契約書第11条による指定期日、用途の変更等の申し出があった場合、以下の対応を取るようになる。

(ア) 指定期日までに指定用途に供することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、指定期日を延長する。

(イ) 指定用途を変更することにやむを得ない理由があると認められる場合は、指定用途を変更し、併せて変更後の用途が本件土地の売却時に適用した減額率(3割)と異なる減額率の適用となる場合は、その差額分を村から徴収する。

## イ 契約解除及び違約金の徴収

指定期日までに指定用途の用に供することができなかった等、契約書に規定された村の義務不履行が確定した場合、契約書第14条及び第15条により契約を解除し、村から違約金を徴収する。

なお、契約を解除した場合、村は本件土地を返還し、県は売買代金を返還することとなる。

## ウ 特別違約金の徴収

前記イと同様に村の義務不履行が確定した場合、契約書第18条により、前記イの対応に代えて村から特別違約金を徴収する。

## 2 判断

請求人は、村では具体的な計画やその必要性があったわけではない土地の購入を県に申し出て、これに基づき県が本件土地を売却したこと自体が県の損失であり、さらに本件土地の売却に当たり、減額譲渡したことにより県に損害が生じていると主張している。そこで前記1のとおり確認した事実関係に基づき、以下のとおり判断する。

## (1) 本件土地の売却自体による損害について

本件土地売却の事務処理手続きを見るに、県は、関係法令等に則り本件土地売却を行っている。また、この文化交流施設(公民館施設)の整備が、村の第四次総合振興計画後期基本計画にも位置付けられていることからすると、県が村から提出された「県有財産売却申請書」、「減額譲渡申出書」及びその添付書類に基づき本件土地の売却を決定したことに違法性・不当性があるとは言えない。また、廃川敷地となった普通財産で、県として活用見込がない本件土地を、村からの申し出に基づき売却することは、管理経費の抑制・財源確保の観点からも適当である。そして、本件土地の売買価格は、事務処理要領に則り、不動産鑑定士による評価額をもとに適正な価格を算出し、内規に基づく減額率を適用していること、村から売買代金の全額が納付されていることから、本件土地の売却自体が県の損失であるとは言えない。

なお、請求人は、本件土地売却の不当性の理由として、本件土地を取得する必要がなかったのではないかと主張するが、村が建設予定とする文化交流施設（公民館施設）について、その建設場所も含め、建設するか否かの決定は村の行政内部の意思決定にかかる行為であり、県の財務会計行為とは直接関連しない。

(2) 減額譲渡したことによる県の損害について

財産条例第5条第1号により、普通財産は他の地方公共団体に譲渡する場合は、時価よりも低い価格で譲渡できることが規定されているところ、県は、村の減額譲渡申請及びその添付資料並びに聞き取り調査により、内規に照らして適正に減額率を適用していることから、本件土地を減額譲渡したことで県に損害が発生しているとは言えない。

次に、請求人は、村は本件土地の用途について、具体的な計画はなかったと主張していることから、本件土地が、村の減額譲渡申出書に記載された利用計画どおりの用途に供されなかった場合、県に損害が発生するおそれがあるか、について検討する。

契約書では本件土地の利用について、村に指定用途、指定期日等を義務付けており、村がこの義務を履行できなかった場合、県は、村の申請による指定用途の変更等又は契約の解除及び違約金の徴収等の対応を取ることができ、これによって県に損害が発生するおそれはない。

3 結論

前記2において検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がないから、これを棄却する。請求人のその余の請求は、法第242条が定める住民監査請求の対象でないから、却下する。

監査委員事務局

正 誤

平成31年3月28日付け長野県告示第134号「保安林予定森林にする旨の通知」中

ページ	行（箇所）	誤	正
74	左側下から9	小川	大字小川

森林づくり推進課